平成２４年（フ）第１０７９号
横浜市保土ケ谷区今井町620番地　クレスト620―103号
債務者　田中　純一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０号
宮崎市東宮１丁目123番地
債務者　平田　優一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６１号
宮崎市東宮１丁目123番地
債務者　平田小夜子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４７号
愛知県一宮市西五城字中川田31番地１　グランレイム西五城803号
債務者　古賀デザインオフィスこと　古賀　哲
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田宮　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４０号
福井県坂井市丸岡町新九頭竜１丁目18番地１
債務者　安野　秀樹
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
佐賀県多久市西多久町大字板屋5838番地３
債務者　一ノ瀬則和
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田晃太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３２１号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番19―305号
債務者　本間　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８６号
北海道石狩市花川南５条５丁目146番地
債務者　中村　容子（旧姓澁川）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１５号
札幌市西区八軒５条東２丁目６番１号　シャーメゾンリブレ八軒201号
債務者　西川　真梨
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３１号
札幌市北区篠路５条４丁目３番21号
債務者　三浦　真紀
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４１号
北海道千歳市勇舞１丁目11番１号
債務者　村上　千恵
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６４号
札幌市北区北26条西５丁目２番14―701号
債務者　三浦　博美（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９１号
札幌市南区石山１条６丁目12番８号
債務者　大島英太郎
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４２号
札幌市白石区南郷通８丁目南３番１―305号
債務者　古田真由美（旧姓野替）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６２号
札幌市手稲区曙７条３丁目１番10号
債務者　松坂ユミ子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８４号
札幌市北区麻生町４丁目８番23―203号
債務者　伊藤　　克（旧姓椎原）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９４号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目17番32―202号
債務者　杉島　静夫
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
千葉県匝瑳市東谷147番地
債務者　平山　秀男
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係